

乃木浜総合公園防災計画



天然芝グラウンド（試合の状況）



グラウンド・ゴルフ場



野鳥観察所

令和5年1月

下関市都市整備部公園緑地課

目次

はじめに

1. 公園に求められる機能（防災）と本計画について	P. 2
2. 乃木浜総合公園の概要	
2-1. 乃木浜総合公園について	P. 3
2-2. 利用状況	P. 4～P. 8
3. 他計画における位置付け	
3-1. 第2次下関市総合計画	P. 9～P. 10
3-2. 下関市地域防災計画	P. 11～P. 12
3-3. 下関市都市計画マスタープラン	P. 13～P. 14
3-4. 下関市緑の基本計画	P. 15～P. 16
4. 避難対象と近隣の避難所について	
4-1. 王司地区の概要	P. 17
4-2. 公共交通機関・各行政機関からの距離・時間	P. 17
4-3. 王司地区の避難所・避難場所	P. 17
5. 施設整備（計画と役割）	
5-1. 公園全体の状況・緊急時役割	P. 18～P. 19
5-2. 平常時の利用イメージ	P. 20
5-3. 災害時の利用イメージ	P. 21
6. 管理運営（訓練と共有）	P. 22
参考資料（各種マップ）	
参考資料1（地震の揺れやすさマップ）	P. 23
参考資料2（土砂災害ハザードマップ）	P. 23
参考資料3（内水ハザードマップ）	P. 23
参考資料4（津波ハザードマップ）	P. 24
参考資料5（洪水ハザードマップ）	P. 24
参考資料6（高潮ハザードマップ）	P. 24

はじめに

1. 公園に求められる機能（防災）と本計画について

公園に求められる機能（防災）について都市公園には、「観光・活力・子育て・防災・環境・景観・文化」などの多様な機能があり、防災機能としては、地域住民の避難の場、被災地への復旧活動支援の場等効果が求められています。

近年、数十年に一度と例えられる災害が毎年のように全国各地で発生し、大きな被害をもたらしています。

本市においては、幸いなことに大規模な自然災害の発生が少ないものの、三方を海に囲まれ、華山・狗留孫山をはじめとした山々、豊田湖・木屋川などの湖沼・河川がある自然豊かな街となっており、常に自然災害のリスクを抱えています。

そのような中、現在整備中の乃木浜総合公園は、下関市地域防災計画の指定緊急避難場所（地震・土砂災害）に指定されるなど、発災時における一時避難場所や緊急消防援助隊の重要な進出拠点となっており、今後も引き続き、自然災害に対応した公園整備・管理運営が求められています。

以上のことを踏まえ、当計画は整備～運営までの方針を示すものです。なお、対象とする災害は、防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（国土交通省 国土技術政策総合研究所）（以下、防災公園ガイドライン）で対象としている「地震に起因して発生する市街地火災や津波等の二次災害（地震災害）」及び「水害」のうち、下関市地域防災計画上で指定緊急避難場所の指定を受けている地震、土砂災害とします。

都市公園の主な機能

観光	国内外からの観光客の誘致 等
活力	地域活性化、まちの賑わい創出 等
子育て	子育て支援、健康・レクリエーションの場 等
防災	災害時の避難地、防災拠点 等
環境	生物多様性保全、都市環境保全 等
景観	都市のシンボルの形成、都市の風格を形成 等
文化	歴史的な景観の伝承、文化芸能や技術の継承 等

多様な機能を引き出す工夫

民間活力	民間事業者のノウハウを取り入れた都市公園の整備、運営 等
市民参加	市民参加による都市公園の整備、管理 等

図1 都市公園の主な機能 出典：国土交通省 HP

2. 乃木浜総合公園の概要

2-1. 乃木浜総合公園について

乃木浜総合公園（以下、当公園）は、本市山陽地区の瀬戸内海側に位置し、主要幹線道路である一般国道2号小月バイパスに隣接しています。

当公園は山陽地区唯一の総合公園であり、第1期整備として、平成19年度までに天然芝グラウンド、子ども広場、野鳥観察所、親水広場等を整備しました。引き続き、平成21年度からは第2期整備として、主にスポーツ、レクリエーション施設の整備を進めています。

施設の利用状況としては、平成23年「おいでませ！山口国体」での成年男子サッカー競技をはじめ、全国高校サッカー選手権大会山口県予選、県中学リーグ 中四国リーグ等、年間を通して多くの大会で利用されています。

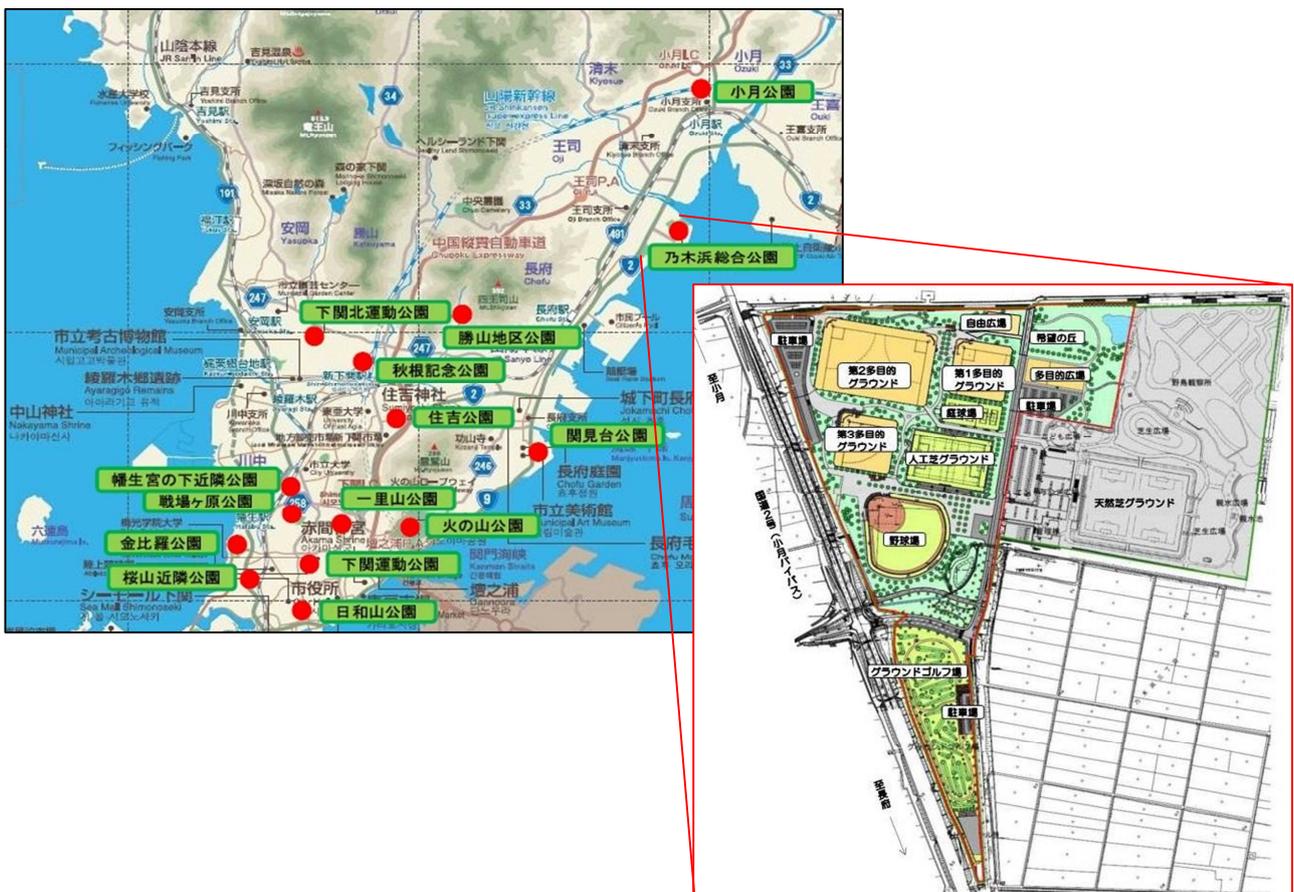


図2 下関市内の主要な都市公園と乃木浜総合公園計画平面図



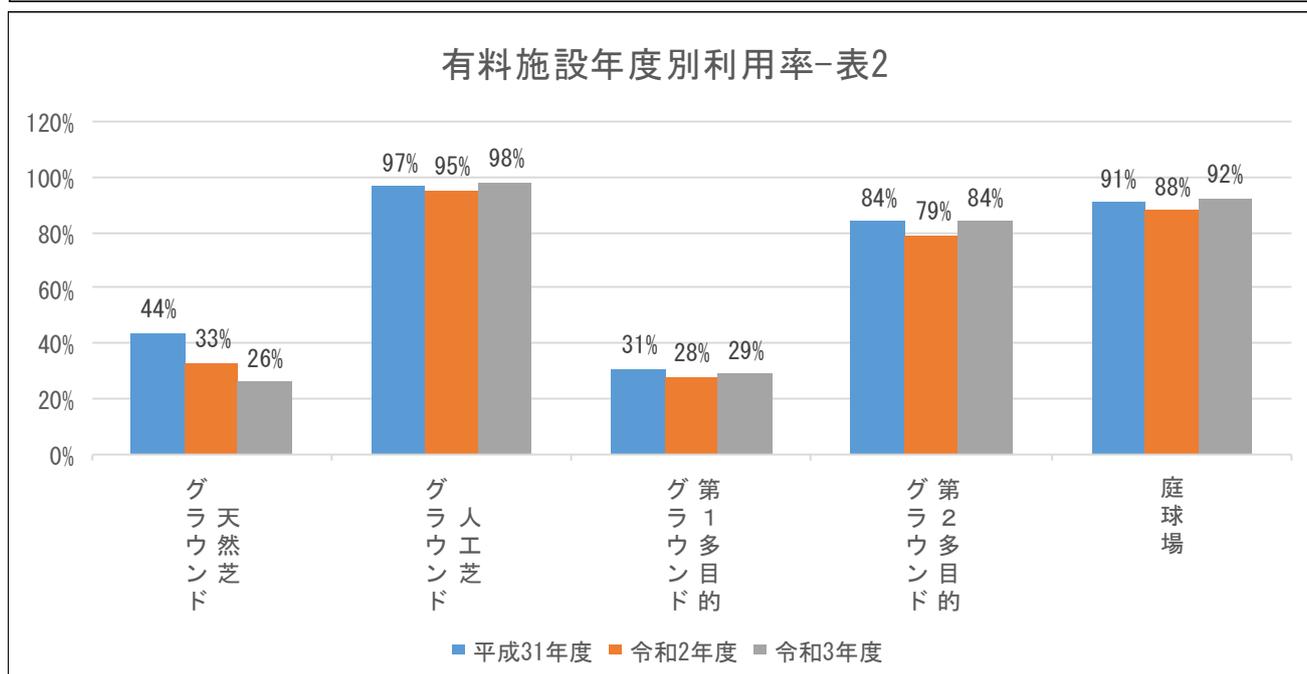
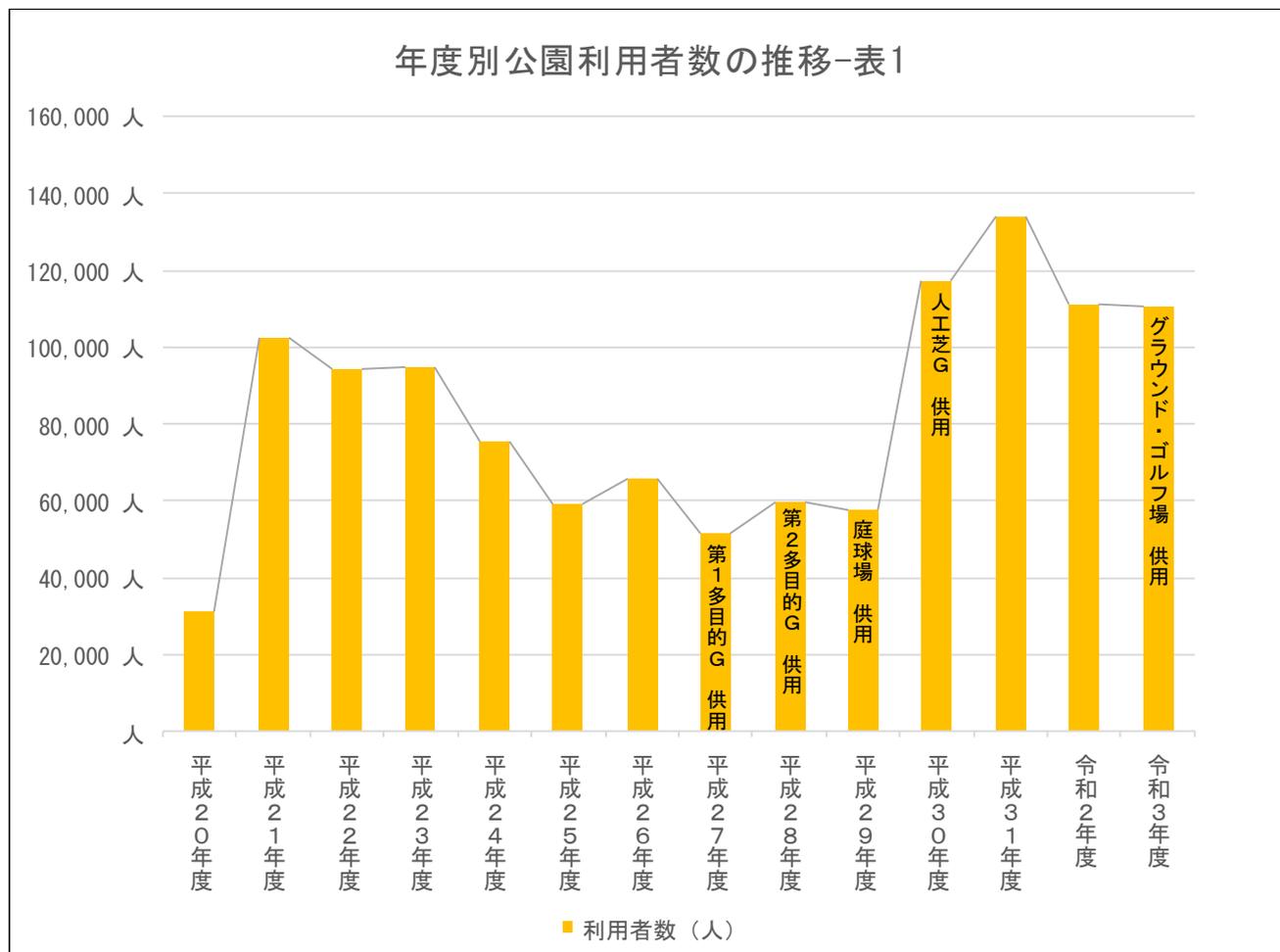
写真1 グラウンド利用状況（サッカー）



写真2 グラウンド利用状況（少年野球）

2-2. 利用状況

当公園は、管理者により公園利用者数の集計を行っており、年度ごとの結果は表1のとおりです。照明付きのグラウンドを始め、駐車場等が完備されていることから、毎年平均 83,000 人程度の利用があります。特に、平成 30 年度以降は、毎年 100,000 人以上の利用があり、照明付き有料施設の利用率は表2のとおり、70%を超えています。



第1期整備

□事業概要

本市山陽地区唯一の総合公園で、市民の健康維持・増進、レクリエーション、コミュニティづくり及び自然環境と親しむ場を提供するとともに、災害時には広域避難地として機能する公園として整備する。

□整備計画

面積：13.8ha

事業費：43.0億円（用地：20.0億円、施設：23.0億円）

期間：平成5年度～平成19年度

主な施設：管理施設

○管理事務所①【平成13年4月供用・鉄筋コンクリート造572m²】

事務室（電話・AED）・倉庫・会議室×2・更衣室（温水シャワー3基）×4・電気室
トイレ 男性（小便器3基・大便器2穴）女性（大便器4穴）身障者（大便器1穴）

便益施設

○駐車場①【平成11年4月供用・アスファルト舗装約9,900m²】

駐車台数378台（バス6台・普通366台・身障者6台）

○トイレ①【平成13年10月供用・鉄筋コンクリート造70m²】

男性（小便器3基・大便器2穴）女性（大便器4穴）身障者（大便器2穴）子供（小便器1基・大便器1穴）

○トイレ②【平成16年11月供用・鉄筋コンクリート造57m²】

男性（小便器2基・大便器2穴）女性（大便器3穴）身障者（大便器2穴）子供（小便器1基・大便器1穴）

運動施設

○天然芝グラウンド【平成14年4月供用・ティフトン芝161m×125m=20,125m²】

放送室・倉庫・メインスタンド1,000席・サッカー2面・ラグビー1面

遊戯施設

○子ども広場・大型遊具（大海原と鯨）【平成13年2月供用】

○徒渉池【平成11年4月供用・面積約2,770m² 水深約15～20cm 容積約500m³】

高度処理処理水を利用（オゾン、砂濾過、塩素）・親水遊具

教養施設

○野鳥観察所【平成11年4月供用・鉄筋コンクリート造300m²】

多目的室（観察室兼研修室）・倉庫

トイレ 男性（小便器2基・大便器1穴）女性（大便器2穴）身障者（大便器1穴）子供（小便器1基）



写真9 子ども広場・大型遊具



写真10 徒渉池



写真3 管理事務所①



写真4 駐車場①



写真5 トイレ①



写真6 トイレ②



写真7 天然芝グラウンド



写真8 天然芝グラウンド（放送室・倉庫）



写真11 野鳥観察所



写真12 休憩所・自動販売機

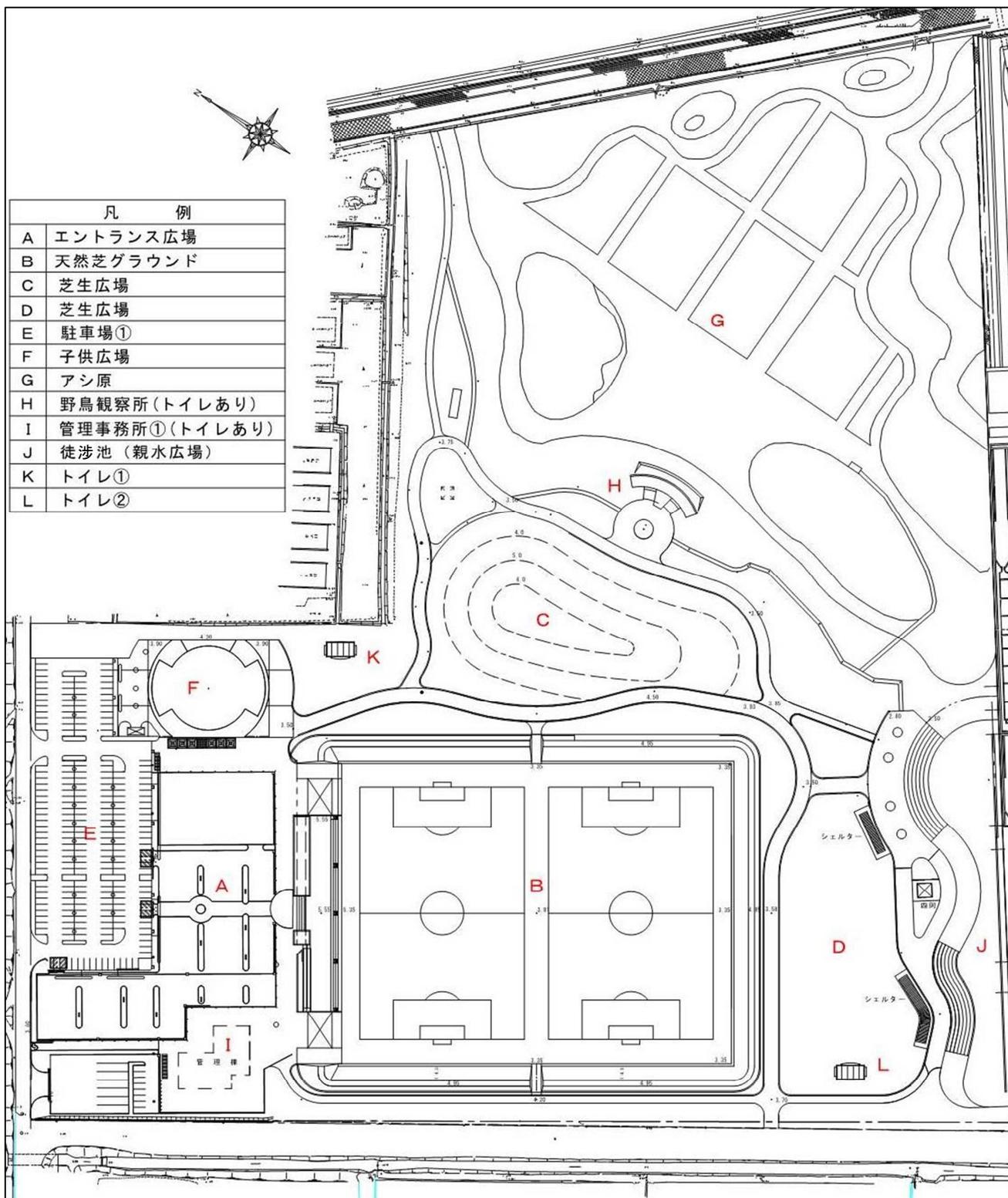


図2 第1期整備範囲

第2期整備

□事業概要

本市の中核的な総合公園を目指し、山陽地区のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となることから、これまでになかった運動施設の充実を図る。

また、市民に憩いの場を提供することにより、健康増進や地域のコミュニティの形成に役立つよう平成21年度から主に、スポーツ、レクリエーション施設の整備を進めている。

□整備計画

面積：21.6ha

事業費：51.5億円（用地：19.0億円、施設：32.5億円）

期間：平成21年度～令和6年度

主な施設：管理施設

○管理事務所②【令和3年5月供用・鉄筋コンクリート造20m²】

事務室（電話）

便益施設

○駐車場②【平成27年4月供用・アスファルト舗装8,490m²】

駐車台数284台（普通280台・身障者4台）

○駐車場③【令和3年5月供用・アスファルト舗装1,112m²】

駐車台数47台（普通46台・身障者1台）

○トイレ③【平成26年4月供用・鉄筋コンクリート造29m²】

男性（小便器2基・大便器1穴）女性（大便器2穴）身障者（大便器1穴）

○トイレ④【平成29年4月供用・鉄筋コンクリート造66m²】

男性（小便器5基・大便器2穴）女性（大便器5穴）身障者（大便器1穴）

○トイレ⑤【令和3年5月供用・鉄骨造26m²】

男性（小便器2基・大便器1穴）女性（大便器2穴）身障者（大便器1穴）

運動施設

○第1多目的グラウンド【平成28年6月供用・クレイ舗装90.5m×90.5m=8,190m²】

学童軟式野球1面・ソフトボール1面・サッカー1面

○第2多目的グラウンド【平成27年7月供用・クレイ舗装180m×118m=21,240m²】

軟式野球1面・学童軟式野球2面・ソフトボール2面・サッカー2面・LED照明10基

○庭球場【平成29年5月供用・砂入り人工芝舗装3,488m²】

テニスコート5面（サンドグラス19mm）・LED照明18基

○人工芝グラウンド【平成30年2月供用・人工芝舗装125m×83m=10,375m²】

サッカー1面・ラグビー1面（JFA公認ロングパイル65mm）・LED照明4基

○グラウンド・ゴルフ場【令和3年5月供用・天然芝舗装20,180m²】

4コース32ホール（省管理型矮性野芝ひめの）



写真13 管理事務所②・トイレ⑤



写真14 駐車場②



写真15 トイレ③



写真16 トイレ④



写真17 第1多目的グラウンド



写真18 第2多目的グラウンド



写真19 庭球場



写真20 人工芝グラウンド



図3 第2期整備範囲

3. 他計画における位置付け

3-1. 第2次下関市総合計画

策 定：平成27年3月

期 間：平成27年度～令和6年度

所 管 課：総合政策部企画課

内 容：市民・事業者・行政が共通の目標を持って、それぞれの役割を自覚し力を結集する新たなまちづくりの方針を明確にするもの。

記載対象：第5章第4節 公園緑地の整備…乃木浜総合公園2期整備

第6章第1節 生活安全の推進…防災・減災対策の推進

地域防災計画の推進、各種ハザードマップの整備



図 4-1 第2次下関総合計画表紙

3-2. 下関市地域防災計画

策 定 : 令和 4 年 2 月

所 管 課 : 総務部防災危機管理課

内 容 : 災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、下関市防災会議が市の地域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、災害の予防・災害応急対策及び災害復旧対策について必要な事項を定めたもの。

記載対象 : 資料編 6-2 (指定緊急避難場所) 地震、土砂災害

資料編 10-26 (陸上部隊進出拠点) 東部方面

資料編 10-27 (山口県消防防災ヘリコプター・ドクターヘリ離着陸場所) 天然芝グラウンド

資料編 10-29 (宿泊可能場所)

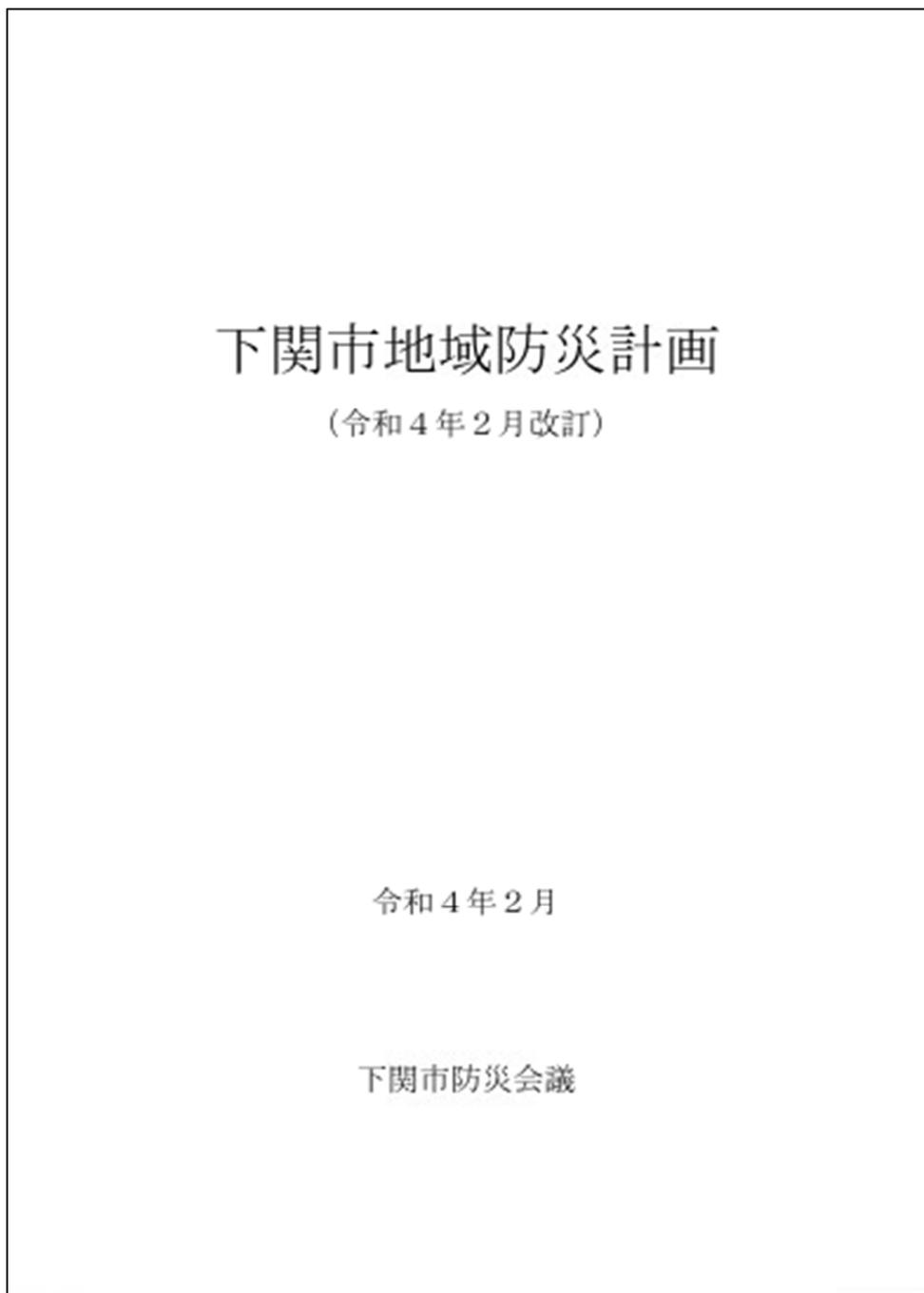


図 5-1 下関市地域防災計画表紙

【6-1】 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 (市防災危機管理課、各総合支所)
 令和4年2月4日現在
 指定緊急避難場所：235箇所、指定避難所：181箇所

(注釈)
 ・指定緊急避難場所・・・円滑かつ安全な避難を促進するため、異常な現象の種類ごとに当該災害の危険から緊急に逃れることができる避難場所を市が指定したもの。
 ・指定避難所・・・被災者が一定期間滞在する場として市が指定する避難所。
 ・公共・・・公共施設を「○」とした。
 ・災害種別ごとの緊急避難場所欄については、以下の要件より適合性を判断した。「○」＝適合性有、「×」＝適合性無、「○(グ)」＝グラウンドのみ。「○(2階)」＝2階以上の避難。
 地震・・・施設の耐震性の有無及び学校施設については、グラウンド等広いスペースの有無で判断。
 津波・・・津波災害警戒区域に基づく。
 高潮・・・高潮浸水予測区域に基づく。
 土砂災害・・・土砂災害警戒区域に基づく。
 洪水・・・浸水想定区域に基づく。
 ・収容人員は建物面積のうち3㎡あたり1人の計算で算出した。「―」＝不明

連番	地区	地区	名称	種別	公共	所在地	災害種別ごとの指定緊急避難場所				指定避難所	収容人員	
							地震	津波	高潮	土砂災害			洪水
1	1-001	東部	養治小学校	学校	○	本町2丁目6-1	○	○	○	×	○	○	273
2	1-002	東部	勤労福祉会館	その他	○	本町8-16	×	○	×	○	○	○	629
95	1-095	王司	王司公民館	公民館	○	王司神田1丁目9-1	○	○	○	×	○	○	286
96	1-096	王司	王司小学校	学校	○	王司神田6丁目9-1	○	○	○	○	×	○	327
97	1-097	王司	乃木浜総合公園	公園	○	乃木浜2丁目	○	×	×	○	×	×	—
98	1-098	王司	王司観音第2公園	公園	○	観音町21	○	○	○	○	×	×	—
99	1-099	王司	王司馬田1号公園	公園	○	眞光町2丁目	○	○	○	○	○	×	—
100	1-100	清来	清来公民館	公民館	○	清来陣屋5-20	×	○	○	○	○	○	153

資料編 6-2

【陸上部隊】
 第一次出動県隊 (4県)
 島根県、岡山県、広島県、福岡県
 出動準備県隊 (近畿1県、中国1県、四国全県、九州6県)
 兵庫県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

【航空部隊】
 第一次出動航空部隊
 (上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急・輸送航空部隊等)
 愛媛県、高知県
 ★島根県、岡山県、岡山市、広島県、☆広島市、北九州市、福岡市、大分県
 出動準備航空部隊
 東京都、★京都市、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
 ★：情報収集航空小隊の代替出動隊
 ☆：指揮支援部隊長輸送航空小隊

資料編 10-5

(ヘリコプター離着陸場所)
 第16 ヘリコプター離着陸場所は、別表第7のとおりとする。

(災害拠点病院等)
 第17 災害拠点病院等は、別表第8のとおりとする。

(宿営場所)
 第18 指揮本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第9のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び山口県調整本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、近隣市町に設置することも考慮するものとする。
 2 山口県調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、指揮本部に対して連絡するものとする。
 3 指揮本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受け入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

別表第7
 ヘリコプター離着陸場所

1 山口県消防防災ヘリコプター・ドクターヘリ

消防本部名	所在地	名称	離着陸場の広さ (㎡、m)			座標		連絡先	電話番号
			面積	長さ×幅	規模分類	北緯	東経		
1	碑之町17-1	下関市消防局	3,200	80×40	C	33度57分00秒	130度56分06秒	下関市消防局	083-233-9112
2	向洋町1-10-1	下関陸上競技場	6,750	90×75	C	33度58分04秒	130度55分55秒	下関市体育館	083-231-2721
3	榎野町1-17-1	下関市立青年の家	4,712	76×62	C	33度58分27秒	130度56分30秒	下関市教育委員会生涯学習課	083-223-0521
4	大字彦島宇船島	瀬田島越いの広場	2,400	60×40	C	33度56分04秒	130度54分48秒	下関市港商局施設課	083-231-4173
5	彦島西山町2丁目1	彦島製錬グラウンド	6,400	80×80	C	33度56分40秒	130度53分35秒	彦島製錬(株)	083-266-3131
6	大字六連島宇船島668-4	六連島漁港	3,723	73×51	C	33度58分53秒	130度52分06秒	下関市農林水産振興部農林水産整備課	083-227-4728
7	長府外浦町1-1	関門医療センター	400	20×20	C	33度59分16秒	130度59分34秒	関門医療センター	083-241-1199
8	長府扇町4-10	長府扇町第1運動場	27,000	180×150	A	34度01分01秒	131度09分24秒	下関市体育館	083-231-2721
9	乃木浜2丁目	乃木浜総合公園(ボウリンググラウンド)	20,000	200×100	A	34度02分54秒	131度01分38秒	下関市都市整備部公園緑地課	083-231-1904
10	王善本町	木羅川ラブリバーパーク	6,000	150×40	C	34度04分19秒	131度05分00秒	下関市建設部道路河川管理課	083-231-1376

規模分類
 A：20,000㎡以上…中型機5機(大型機2機)
 B：10,500㎡以上…中型機3機(大型機1機)
 C：10,500㎡未満…中型機2機以下

【10-3】 下関市緊急消防援助隊受援計画 (市消防局)

第1章 総則

(目的)
 第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。)第36条の規定に基づき、下関市(以下、「本市」という。)において、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)
 第2 代表消防機関は、下関市消防局とする。
 2 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(本県への出動部隊)
 第3 本市をはじめ、山口県内で大規模災害等が発生した場合、緊急消防援助隊の応援部隊は、次のとおり規定されている。

第5章 消防応援活動の調整等

(進出拠点)
 第13 指揮本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び山口県調整本部と協議するものとし、陸上部隊の進出拠点及び航空部隊の進出拠点は、別表第5のとおりとする。
 2 山口県調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について消防局に対して連絡するものとする。
 3 消防局は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
 4 連絡員等は、到着した都道府県大隊・都道府県統合機動部隊、都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊(以下、「応援都道府県大隊等」という。)の隊名及び規模について確認し、指揮本部に対して報告するとともに、応援都道府県大隊長等に対して活動先、任務等の情報提供を行うものとする。
 5 指揮本部は、応援都道府県大隊等の到着報告を受けた場合、速やかに山口県調整本部及び災対本部に報告するものとする。

別表第5
 陸上部隊進出拠点及び担当消防本部、航空部隊進出拠点

1 陸上部隊進出拠点及び担当消防本部

No	受入方面	所在地		名称	到達ルート	駐車台数	担当消防本部	施設等の電話番号
		市町名	地番					
1	全方面	下関市	富任小道	下関北運動公園多目的広場	中国道下関IC→県道34号線北進→県道247号線西進	817	下関市消防局	083-231-1933
2	全方面		向洋町1-10-1	下関陸上競技場	中国道下関IC→県道57号線南進→県道248号線西進	350	下関市消防局	083-231-2721
3	全方面		碑之町17-1	下関市消防局	中国道下関IC→県道57号線南進→国道9号線西進	132	下関市消防局	083-233-9112
4	東部方面		乃木浜1及び2	乃木浜総合公園	中国道小月IC→国道491号線南進→国道2号線北進	500	下関市消防局	083-231-1933

別表第9
 宿泊可能場所

消防本部名	No	所在地		名称	広さ(㎡)、土地の状況等					連絡先	電話番号
		市名	地番		面積	土地の状況	水通	トイレ	駐車台数		
下関市消防局	1	大字	富任字小道	下関北運動公園多目的広場	8,190	土	○	○	817	下関市公園緑地課	083-231-1933
	2	向洋町	1丁目10-1	下関陸上競技場	6,750	芝生	○	○	350	下関市体育館	083-231-2721
	3	長府扇町	4	下関市扇町第一運動公園	22,000	土	○	○	200	下関市長府体育館	083-245-5010
	4	乃木浜1及び2	乃木浜総合運動公園	49,555	土・芝生	○	○	784	下関市公園緑地課	083-231-1933	
	5	彦島迫町	4	彦島地区公園	8,000	土	○	○	130	下関市彦島体育館	083-266-2226
	6	榎野町	1丁目17-1	青年の家	5,000	土	○	○	120	下関市青年の家	083-223-0521
	7	豊浦町	大字小串140	夢ヶ丘公園	62,000	土・芝生	○	○	120	下関市豊浦総合支所建設農林水産部	083-772-0611
	8	豊北町	大字滝部2914	下関市豊北総合運動公園	22,359	土・芝生	○	○	230	下関市豊北総合支所地域政策課	083-782-1911
	9	豊田町	大字吉348	豊田湖畔公園	9,147	土・芝生	○	○	133	下関市豊田湖畔公園管理事務所	083-766-3488
	10	菊川町	大字下岡枝61-1	下関市菊川運動公園	34,122	土・芝生	○	○	166	菊川運動公園	083-287-2820

図5-2 下関市地域防災計画 抜粋

3-3. 下関市都市計画マスタープラン

策 定 : 令和 4 年 3 月

期 間 : 令和 4 年 3 月～概ね 20 年

所 管 課 : 都市整備部都市計画課

内 容 : 平成 22 年 1 月『下関市都市計画マスタープラン』を策定。地域全体の実態を踏まえた全市
的な土地利用の方向性や都市施設の適正配置等について検討を行い、安全・安心で持続可能
なまちづくりの方向性を明確にすることを目的として、見直し後策定したもの。

記載対象 : 第 4 章 全体構想 (分野別方針) 2) 公園・緑地整備の方針

第 5 章 地域別構想 5-3 市街地東部地域



図 6-1 下関市都市計画マスタープラン表紙

第4章 全体構想（分野別方針）

全体構想は、まちづくりの目標や都市構造・都市空間を実現するために必要な、都市計画の分野別の整備方針を示します。
本市では、安全・安心で持続可能な都市づくりを目指し、地域ごとにコンパクトで快適に暮らせる土地利用を図るため、第3章で示した「都市づくりの理念と目標」及び「将来都市像」に基づき、6つの分野について基本方針を定めます。



51

5-3 市街地東部地域

(1) 地域づくりの基本的な考え方

交通利便性を活かした身近な自然と産業が調和する、居住性に優れた都市づくり

【地域づくりの目標】

- <活力・交流>** ● 交通利便性を活かした産業の立地促進を図り、職住環境の整った住みやすいまちづくりを推進します。
- <快適・自然>** ● 川や海、山々に囲まれた身近な自然と共生する居住性に優れたまちづくりを推進します。
- <安全・安心>** ● 河川氾濫や河口周辺の広大な農地の保全を図り、浸水、漏水、湧水などの被害を防止するため、河川整備と水災害リスクに備えた土地利用を推進します。

(2) 主要施策

土地利用・市街地整備（拠点形成）

地域拠点

- J R小月駅周辺は、地域拠点として、日常生活サービスの提供、都市活動の維持を図るとともに、商業・業務地の土地利用の更新を促進し、市街地の再整備を図ります。
- 富農環境と調和した良好な住環境の形成を図ります。

観光ゾーン

- 東行庵周辺は、観光ゾーンとして、観光資源の保全と観光地の魅力づくりを推進します。

レクリエーションゾーン

- 乃木浜総合公園や木屋川ラブリパークは、地域住民に身近なレクリエーションゾーンとして、施設の維持・充実、利用促進に努めます。

産業・流通ゾーン

- 木屋川工業団地や小月などの既存の大規模工業地は、アクセスを強化し、産業活動の効率化や環境面、防災上の改善を図り、工業地の維持と土地利用の誘導を図ります。

都市防災・その他施設整備

- 災害に強い道路整備、緊急物資輸送路の確保などを図ります。
- 親いよレクリエーション、健康づくりに資する乃木浜総合公園が多機能化を図ります。
- 主要河川の防災機能の向上を図るとともに、流域治水への転換など、土地利用の規制や誘導等に努めます。
- 山陽地区は国・県と連携して下関港沿岸の高潮対策等の推進を図ります。

都市施設整備（交通体系整備等）

道路

- 産業・物流活動に相応しい円滑な交通基盤の充実を図ります。
- 広域連携軸である山陰道の徳山・豊田道の整備促進を図るとともに、山陰道の豊田～下関間の早期事業化を推進します。
- 国道2号、国道491号を主要幹線道路として位置づけ、交通処理機能の強化を推進するとともに、菊川地域から国道2号線の円滑なアクセス確保を推進します。
- 一関連絡線：小月小島線
- (主) 豊浦清永線、(主) 下関美祿線、(一) 宇賀山陽線、豊岡広域圏などを幹線道路として位置づけ、主要幹線道路との円滑な接続と道路機能の充実を図ります。

公共交通

- 拠点間の連携強化を図るとともに、地域に相応しい公共交通の利便性向上と利用促進を図ります。
- J R小月駅は、地域拠点に相応しい駅周辺整備などの検討を行うとともに、交通結節機能の充実を図ります。また、キースタンドライド、サイクルアンドライドなどによる利用促進に努めます。

環境保全・環境形成・景観形成

- 市街地内の良好な緑地や海岸線を保全し、周辺の自然環境と調和した市街地景観の形成を図ります。
- 東行庵周辺は、歴史的景観の保全・活用を推進します。

104

(2) 公園・緑地整備の方針

1) 基本方針

- 潤いのある生活環境の保持と身近な憩いの空間を確保するため、緑の基本計画に基づいた公園の適正配置を図ります。
- 運動拠点においては、市民のスポーツ・レクリエーションを支える基幹的な運動施設の立地を図ります。
- 人口減少・少子高齢化や公共施設マネジメントに対応し、既存ストックの有効利用を図りながら、長期未着手の都市計画公園の見直しを行うなど公園ストックの再編と適正配置を進めます。
- 公園管理者の財政負担の軽減や公園利用者の利便性向上、にぎわいの創出を図るため、パークPFIや公園愛護会など官民連携による整備・管理手法の検討を進めます。
- 既存施設の更新にあたり、利用特性に応じて、健康増進、地域防災など公園緑地の多機能化に向けた見直しを図ります。
- 市街地の身近な緑や田園、樹林地など良好な緑を守り、緑に対する愛着心を育みながら、協働による維持管理を図ります。
- 新型コロナウイルス危機を契機に、公園や緑地、水辺空間などまちに存在する様々な緑とオープンスペースを活用し、にぎわい創出を図ります。

2) 公園・緑地整備の方針

① 都市公園整備・活用の方針

- 下関運動公園においては、大規模な競技会等の開催が可能な基幹的な運動施設の立地誘導を図り、複数の学校が集まる周辺環境や交通利便性を活かして、市民のスポーツ・レクリエーションを支える運動拠点の形成を図ります。
- 火の山公園や乃木浜総合公園、老の山公園、下関運動公園、下関北運動公園、リフレッシュパーク豊浦などの広域的なスポーツやレクリエーションの場となる都市基幹公園などについては、市民の文化活動及び交流、レクリエーションの拠点、災害時の避難地として一体的な機能充実を図るとともに、民間活力を活かした魅力化に努めます。
- 住区基幹公園については、親しみやすい公園づくりに向け、地域特性を踏まえ、適正配置や都市公園への再編を進めます。また、住民との協働による適切な維持管理を行うとともに、市民が身近なレクリエーションの場として活用できる公園の整備を推進します。
- 歴史公園である嵯峨木郷遺跡公園のほか、勝山御殿跡の勝山地区公園、長府庭園など、地域特性を活かした公園の整備と活用を図ります。
- 公園施設等の安全対策を強化するとともに、公園施設の長寿命化を促す計画的な改修、更新及び統廃合を進め、効率的な維持管理に努めます。
- 大規模災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を受け、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置付けられる都市公園等の整備を推進します。

62

② その他の公園整備の方針

- 瀬戸内海国立公園や北長門海岸国定公園、深坂自然の森、国見台森林公園、大浦岳森林公園などの代表的な森林公園については、市民や来訪者の憩いの拠点として公園施設の整備や適切な維持管理を行い、機能充実を図ります。
- 木屋川、栗野川、神田川については、豊かで美しい自然との調和や貴重な生物の生態系への配慮を図りながら、親水公園として整備を推進します。また、湖沼、ため池については、防災機能を含めた多面的な機能の保全・活用を図ります。

③ 緑地保全地区等の方針

- 良好な自然環境の保全が必要な地区については、緑地保全地区等の指定を推進します。
- 優れた自然環境、景観を有する丘陵地・樹林地などにおける都市の優れた風致を守るため、風致地区の維持を図るとともに、必要に応じて、緑地協定、地区計画、高度地区、景観地区の指定等、代替方策や指定範囲を含めた適正な見直しを図ります。



63

図6-2 下関市都市計画マスタープラン 抜粋

3-4. 下関市緑の基本計画

策 定 : 平成 27 年 3 月

期 間 : 平成 27 年 3 月～令和 17 年

所 管 課 : 都市整備部公園緑地課

内 容 : 平成 11 年 3 月「下関市緑の基本計画（みどり一む）」を策定した後、本市をとりまく社会
経済環境が大きく変化する中、公園・緑地の整備水準や管理体制のあり方等を明確にし、市
民サービスの向上と財政・事務効率化を行うために、官民連携による緑地の維持・緑化推進
の目標や地域別方針等を明示し、全市域を対象とした新たな緑の基本計画を策定したもの。

記載対象 : 第 4 章 全体構想（分野別方針） 2) 公園・緑地整備の方針

第 5 章 地域別構想 5-3 市街地東部地域

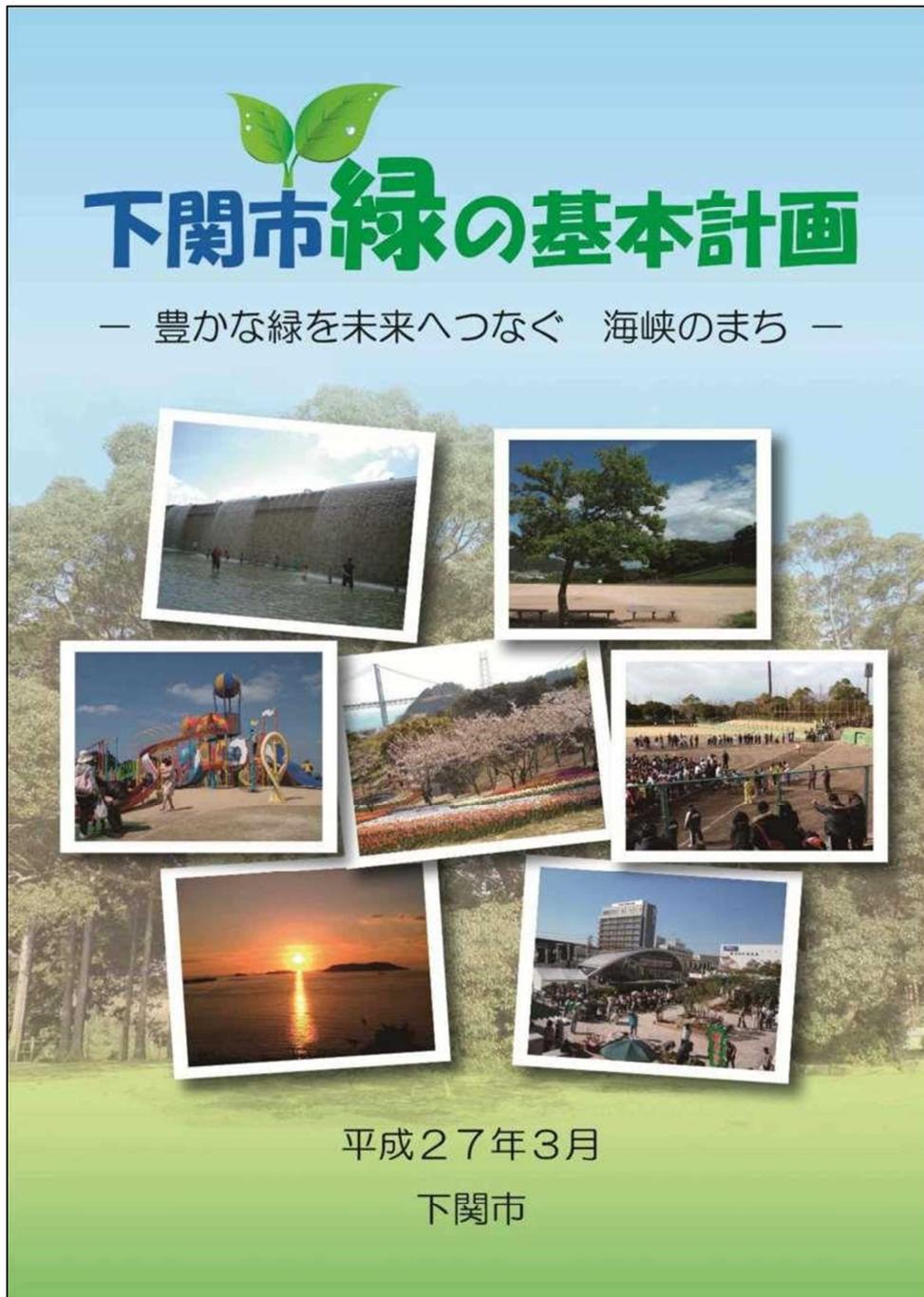


図 7-1 下関市緑の基本計画表紙

第4章 基本計画

1. 施策の体系
2. 施策の内容
3. 段階計画

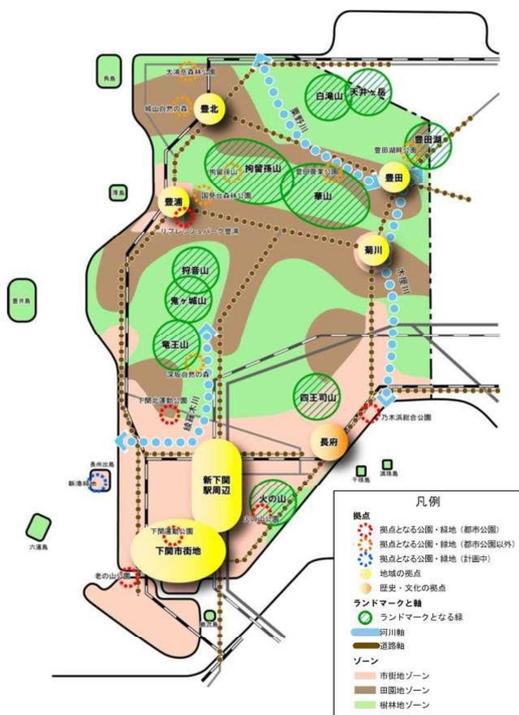


彦島南公園

1. 施策の体系

基本方針	基本方向	施策
1. 緑を活かす (質の向上・改善)	(1)地域性に合った公園等のリニューアル	利用者特性に応じた公園リニューアル 公園緑地の適正配置 効果的な公園施設の維持管理
	(2)公園・緑地等の適切な維持管理	公園愛護会等、住民参加型の維持管理の推進 沿道状況に応じた街路樹の更新等 沿道住民や事業者への街路樹への理解の促進 落ち葉対策の推進 樹木の健康診断の実施
	(3)公園・緑地の防災機能の向上	公園・緑地の防災機能向上 風速低減の防止など実施し 避難場としての緑地の確保 市民緑地制度の活用 環境保全住宅地ゾーンの設定 階差等による緑地減少への対策 名木、保存樹の保全・買い取り 河川・水路の保全・活用 湖沼、ため池の保全・活用 遊水地・スロップの整備(散策路等) 自然公園の保全(瀬戸内海国立公園、北長門海産物公園)
2. 緑を守る (緑の保全)	(1)市街地の緑の保全	歴史資産を活用した公園・緑地の整備 緑と一体的な防災的まちづくりの保全・形成 樹林地の保全 森林とのふれあいの機会の創出 特別緑地保全地区等の指定
	(2)水辺環境の保全・活用	自然公園の保全(豊田県立自然公園)
	(3)海岸および島嶼景観の保全・活用	自然公園の保全(瀬戸内海国立公園、北長門海産物公園)
	(4)歴史を伝える緑の保全・活用	歴史資産を活用した公園・緑地の整備 緑と一体的な防災的まちづくりの保全・形成 樹林地の保全 森林とのふれあいの機会の創出 特別緑地保全地区等の指定
	(5)北部山地の保全・再生	自然公園の保全(豊田県立自然公園)
	(6)生物多様性の確保	生態系に配慮した森林づくり 生物の生育に配慮した水路・河川・海産物の整備 小中学校へのビオトープの整備
	(7)農地の保全・活用	農地の保全 農業者とのふれあいの機会の創出 公園完備地での身近な公園(住区基幹公園)整備
3. 緑でやすらぐ (身近な緑)	(1)公園緑地の整備	緑の拠点となる公園(都市基幹公園)の機能拡充 密集市街地の防災性向上
	(2)公共施設施設の緑化	学校、官公庁等の緑化 小規模公園の緑化 遊歩緑地の推進
	(3)道路の緑化	ウォーキングルート、サイクリングルートの形成
	(4)鉄道沿線の緑化	緑道沿い・法面、空地の緑化
	(5)民有地の緑化	庭園、屋上緑化、生け垣の推進 緑化の普及啓発 大規模商業施設の緑化誘導 工場周辺の緑化誘導
4. 緑を支える (市民・企業の参加・協働)	(1)市民・企業の参加・協働の仕組みづくり	緑化活動の支援の充実 下関市園芸センター等の機能強化 緑化の普及啓発 緑化費の活性化 緑の表彰制度 花童・苗木の配布 市民・企業の参加・協働による緑づくり
	(2)市民・企業の参加・協働による取組推進	樹木の設置 樹木の設置 市民・企業の参加・協働による緑づくり
	(3)広域的な緑の連携ネットワーク	隣接する市との連携

●下関市の緑の将来像図



④沿道住民や事業者への街路樹への理解の促進

街路樹は、身近に季節感を感じることのできる要素である一方で、沿道住民や事業者にとっては、落ち葉や害虫などが日常生活の負担となる場合もあります。緑の効用の PR、落ち葉回収袋の配布等により、沿道住民や事業者の街路樹に対する理解を深める環境づくりに取り組みます。

⑤落ち葉等対策の推進

街路樹の落ち葉や植樹樹内の雑草等について、沿道住民や街路樹愛護会等だけでなく、他地域の住民や企業のボランティアによる落ち葉清掃イベントの実施など、市全体として落ち葉等への対策を推進し、美化に努めます。



また、道路利用者や沿道住民の状況に応じて、通常冬期に行う剪定を落葉前に前倒しするなどの剪定期間の調整、落ち葉の少ない樹種への変更等を行います。

また、駅前や商店街など、市のシンボルとなる道路については、秋口までに葉の量を減らすための剪定をし、美しい紅葉を確保しながら落ち葉量の軽減を図り、本格的な剪定を冬期に実施するなど、紅葉と落ち葉減少を両立した剪定方法の導入を検討します。

⑥樹木の定期点検の実施

街路樹や公園、学校等の公共施設内に植えられた樹木の中には、植樹後年数を経て、大木化・老齢化により、施設の利用に支障があるものや樹勢が衰退しつつあるものがあります。これらの樹木については、道路や施設管理者等との協働により、樹幹に対する定期点検を実施し、必要に応じて剪定や伐採、消毒、更新等を進めます。

(3)公園・緑地の防災機能の向上

①公園・緑地の防災機能向上

近年見受けられる大規模な災害の発生にそなえ、下関市地域防災計画により避難場所に指定された公園への耐震性貯水槽や備蓄倉庫の設置、施設の耐震性向上を図ります。

また、既存の避難場所・避難所から離れた地域での公園・緑地について、一時的な避難場所として活用できるよう備蓄倉庫の設置等の防災機能を考慮した公園整備を推進します。

図 7-2 下関市緑の基本計画 抜粋

4. 避難対象と近隣の避難所について

4-1. 王司地区の概要

当公園を含む王司地区は、四王司山系を北西の背後に、丘陵地帯と水田地帯を形成しています。また、員光川、神田川によって運ばれた土砂が下流域に堆積し、小月長府低地帯と呼ぶ遠浅の砂浜が広がっています。古来より丘陵地は、漁に最適な海の近くで住みやすい環境地であったことから遺跡が数多く残っています。

範囲は約 14.66km² で、7,695 人が生活しています。(市 HP R4.10.31)

4-2. 公共交通機関・各行政機関からの距離・時間

当公園は、下関市乃木浜一丁目と二丁目にかけて整備されています。その中で、通常利用における受付・災害時の拠点として機能する公園管理事務所は乃木浜二丁目にあります。なお、公共交通機関・各行政機関からの距離・時間等は図 8 のとおりです。

4-3. 王司地区の避難所・避難場所

王司地区の指定緊急避難場所・指定避難所として、下関市地域防災計画（資料編 6-2）に 5 箇所位置付けられています。そのうち、4 施設が地震と土砂災害を対象とした避難場所の指定を受けています。

指定避難所（被災者が一定期間滞在する場）の指定を受けている施設は王司公民館と王司小学校の 2 施設あります。

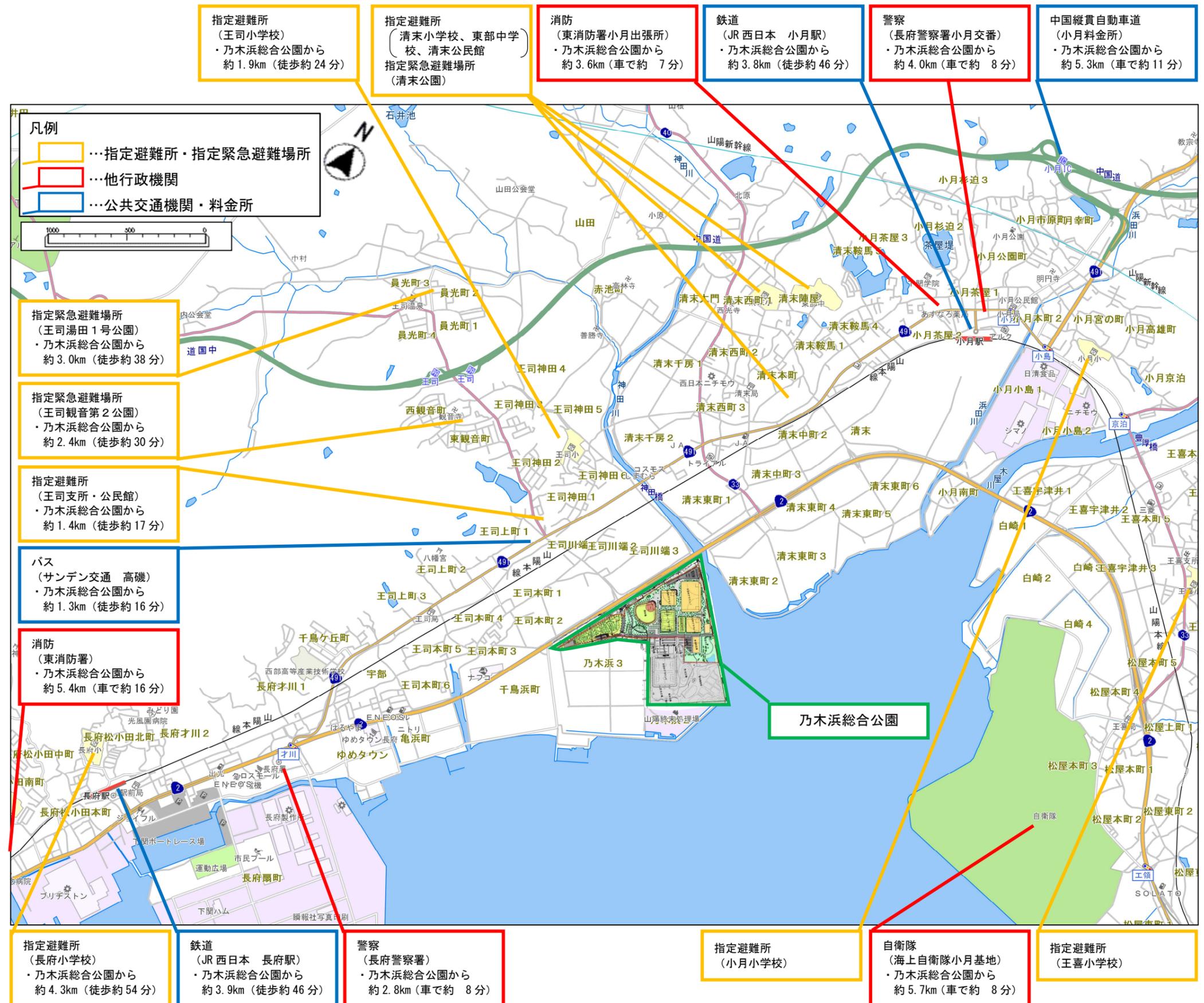


図 8 公共交通機関・他行政機関からの距離・時間

* 参考距離、所要時間は Google マップから算出

5. 施設整備（計画と役割）

5-1. 公園全体の状況・緊急時役割

防災計画（資料編 6-2）に記載があるとおり、当公園は地震や土砂災害時における指定緊急避難場所*1に指定されていますが、指定避難所*2の指定は受けていません。しかしながら、本市をはじめ、山口県内で大規模災害等が発生した場合、緊急消防援助隊の進出拠点*3と宿泊可能場所の指定を受けています。また、天然芝グラウンドは、ヘリコプター離着陸場所（山口県消防防災ヘリコプター・ドクターヘリ）の指定を受けています。

上記内容を踏まえ、防災機能を有した公園として施設整備を促進するとともに、発災後の役割（ゾーン分け）を意識した管理運営が重要です。（図 9）

防災公園における位置付けとして、防災公園ガイドラインには、8種類の分類があり、当公園は「地域防災拠点の機能を有する都市公園」と「一時避難地の機能を有する都市公園」の2種類に該当します。（図10）

平常時（発災前）から災害時（発災後）にかけての主な役割は次頁（図12）のとおりです。

平常時は、公園利用にあわせ防災教育の場として、避難訓練等を実施し災害に備えた防災意識を醸成することを目指し、災害時は、市民の緊急避難・救助活動の場（発災直後～概ね3時間）として活用を図り、救援・復旧・復興活動の場（概ね3時間～）へと移行します。

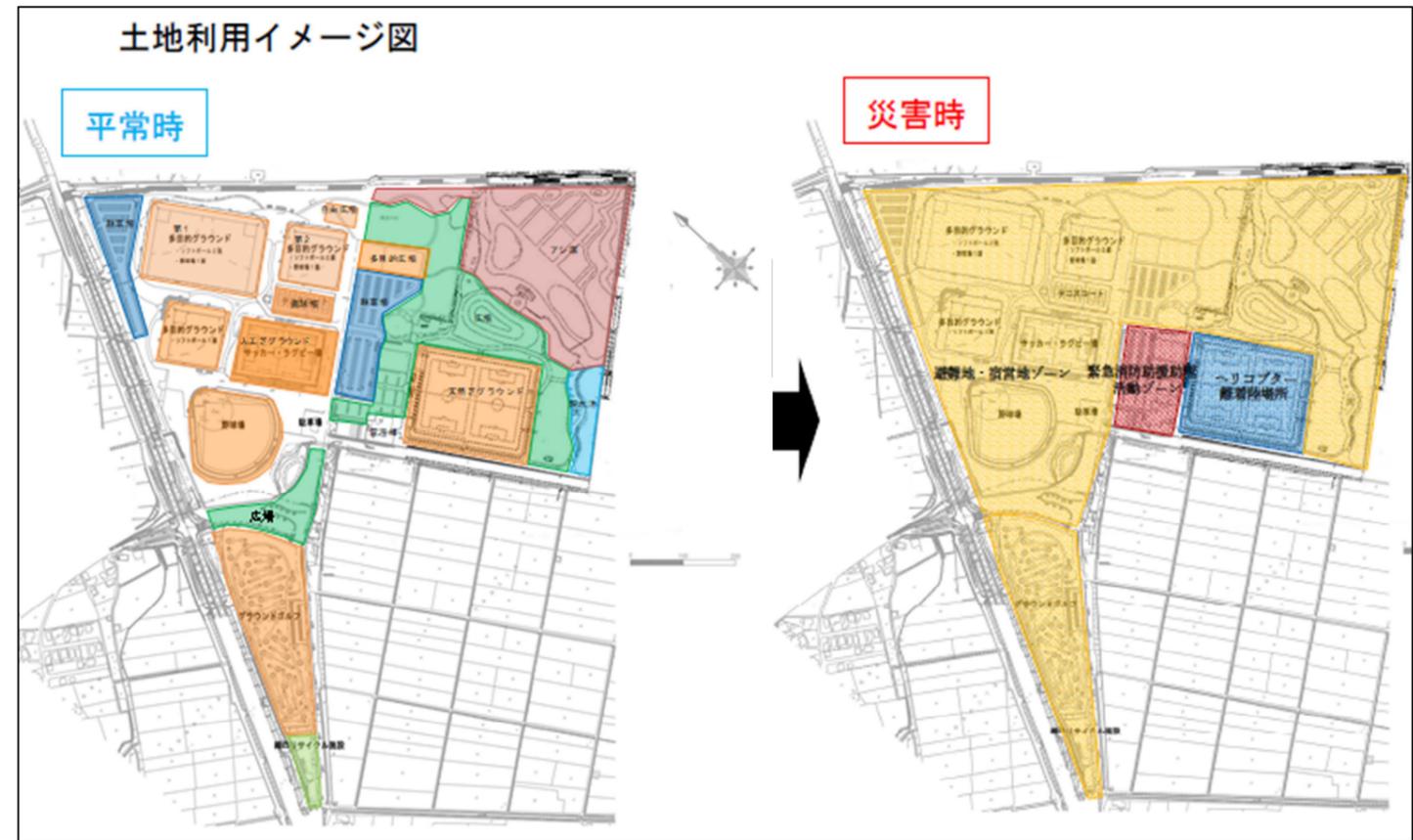


図9 乃木浜総合公園の土地利用イメージ

- * 1指定緊急避難場所…災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（災害対策基本法第 49 条の4）
- * 2指定避難所……………災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する（災害対策基本法第 49 条の7）
- * 3進出拠点……………緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）（緊急消防援助隊の運用に関する要項第2条（15））

種類	役割	公園種別
広域防災拠点の機能を有する都市公園	主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる	広域公園 等
地域防災拠点の機能を有する都市公園	救援救護活動の前線基地、復旧資機材や生活物資の中継基地となる	都市基幹公園 等
広域避難地の機能を有する都市公園	大震災等の災害が発生した場合において広域的避難の用に供する	都市基幹公園 広域公園 等
一次避難地の機能を有する都市公園	大震災等の災害発生時において主として一時的避難の用に供する	近隣公園 地区公園 等
避難路の機能を有する都市公園	広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる	緑道 等
石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地	主として災害を防止することを目的とする緩衝緑地	緩衝緑地
帰宅支援場所の機能を有する都市公園	主として都心部から郊外部への帰宅者の支援場所となる	街区公園 等
●身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園		
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	主として身近な防災活動の拠点となる	街区公園 等

図10 防災公園等の種類

出典：防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン

役割	火災の延焼又は遅延の防止	爆発による被害の軽減又は防止	徒歩帰宅者等への支援の場	一次避難地		避難中心地	避難路	救援活動の場	一時的避難生活の場	復旧・復興活動の拠点	防災に関する知識を学ぶ場
				緊急避難の場	大規模の一次集合場所						
設置目的											
広域防災拠点の機能を有する都市公園				○		○		◎	○	◎	○
地域防災拠点の機能を有する都市公園				○		○		◎	○	◎	○
広域避難地の機能を有する都市公園	○			○		◎		◎	○	◎	○
一次避難地の機能を有する都市公園	○			◎	◎	◎		○	○	○	○
避難路の機能を有する都市公園	○			○	○		◎				○
石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地	○	◎									○
帰宅支援場所の機能を有する都市公園	○		◎	○	○						○
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	○			○	○			○	○		○

図11 設置目的からみた防災公園等の役割

出典：防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン

種類	公園種別	規模 (目安)	役割	時系列に対応する防災公園の主な役割			
				発災前	発災～概ね3時間	概ね3時間～概ね3日	概ね3日以降
				予防段階	直後段階	緊急段階	応急段階/復旧・復興段階
広域防災拠点の機能を有する都市公園	広域公園等	面積おおむね50ha以上	大震火災等が発生した場合において、主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる	○防災教育の場	○救援活動の拠点 ・自衛隊、警察等の救援活動の拠点 ・広域的な消防活動の拠点 等	○救援活動の場 ・緊急生活物資の集積、仕分け等の物流基地 等	○復旧・復興活動の拠点 ・復旧・復興部隊の結集拠点 ・資機材の集積、仕分け等の物流基地 ・大型車両等の搬入、駐車拠点 ・仮設住宅用地 等
地域防災拠点の機能を有する都市公園	都市基幹公園等	面積おおむね10ha以上	大震火災等の災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地となる拠点	災害に備えた体験や学習をし普段から防災意識を醸成する場 過去の災害の記録や教訓の防災文化としての継承、国内外への発信 災害遺構等を取り入れた公園デザインによる災害の大きさや恐ろしさの伝承	○救援活動の前線基地 ・自衛隊、警察、消防等の前線基地 ・救助活動の場 等	○救援活動の場 ・救援物資の中継基地 等 ○一時的避難生活の場	○復旧・復興活動の前線基地 ・復旧・復興物資の集配拠点 ・自衛隊の駐屯 ・仮設住宅用地 等
広域避難地の機能を有する都市公園	都市基幹公園 広域公園等	面積10ha以上	大震火災等の災害が発生した場合において、主として一つの市町村の区域内に居住するものの広域的避難の用に供する なお、被害の状況、防災関連施設の配置に応じて、防災拠点の役割を担う場合もある		○火災の延焼の遅延または防止 ○周辺住民の緊急避難の場 ○大火時の最終避難地	○一時的避難生活の場 ○救援活動の場 ・地域の防災情報の収集・伝達の場 ・救援物資の受け入れの場	○復旧・復興活動の拠点 ・復旧・復興部隊の結集拠点 ・資機材の集積、仕分け等の物流基地 ・大型車両等の搬入、駐車拠点 ・仮設住宅用地 等
一次避難地の機能を有する都市公園	近隣公園 地区公園等	面積1ha以上	大震火災等の災害発生時において主として近隣の住民の一時的避難の用に供する		○火災の延焼の遅延または防止 ○緊急避難の場 ○大火時の避難中継地 ○帰宅困難者の一時滞在（適当な便益施設等の建築物がある場合）	○一時的避難生活の場 ○救援活動の場 ・地域の防災情報の収集・伝達の場 ・救援物資の受け入れの場	○救援活動の場 ・応急生活支援の場 等 ○復旧・復興活動の拠点 ・復旧・復興物資の受け入れの場
避難路の機能を有する都市公園	緑道 等	幅員10m以上	広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる		○火災の延焼の遅延または防止 ○大火時の避難路		

図12 防災公園等の体系 出典：防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン

5-2. 平常時の利用イメージ

第1多目的・第2多目的のグラウンド及び庭球場は、公共予約システムにより空き状況の確認と予約手続きを行います。手続きが完了したら、管理事務所①で施設（照明）使用料を支払います。

天然芝グラウンドと人工芝グラウンドについては、使用予定日の2ヶ月前までに管理事務所①に書類提出し、抽選予約を行います。抽選結果後当選していた場合、再び管理事務所①で施設使用料を支払います。

グラウンド・ゴルフについては、管理事務所②にて受付と施設使用料等の支払いを行います。



写真 21 天然芝グラウンド



写真 22 芝生広場と徒渉池

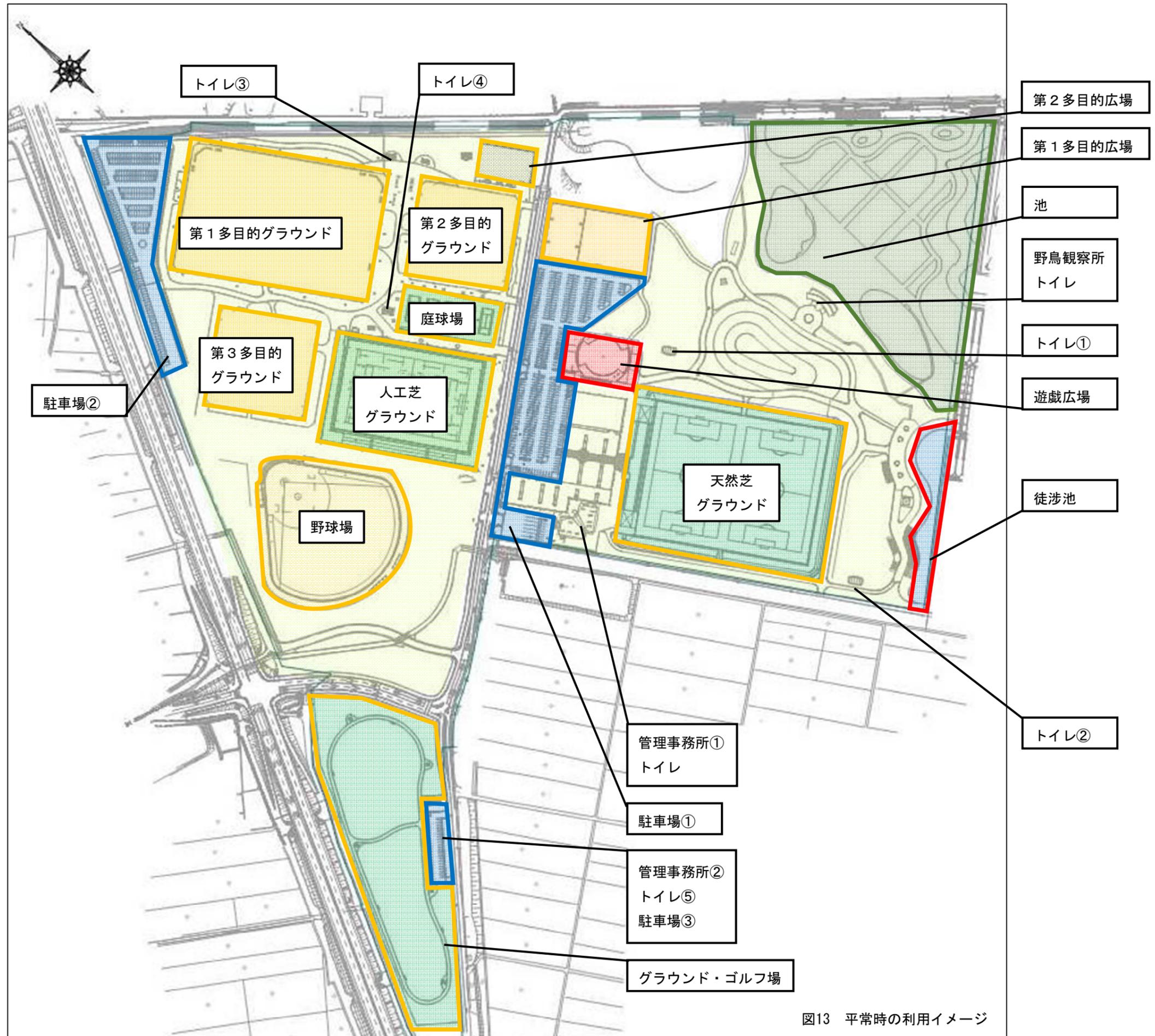


図13 平常時の利用イメージ

6. 管理運営（訓練と共有）

管理運営について、当公園を利用した、周辺地区合同の防災訓練が行われています。近年は、新型コロナウイルス感染症対策のため実施しておりませんが、平成30年10月28日には、「子どもを対象とした防災教室」として、消火・炊出し訓練のほか応急処置・煙体験など様々な訓練・体験が行われました。

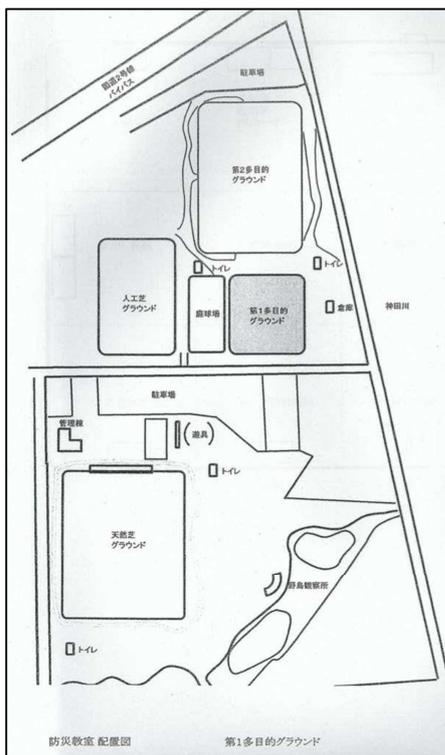
まちづくり協議会が主催となり、消防・海上自衛隊・市防災危機管理課が協賛し実施されたもので官民協同での教室となりました。今後も、新型コロナウイルス感染症の動向等、社会情勢を見ながら防災活動の啓発に取り組んで参ります。



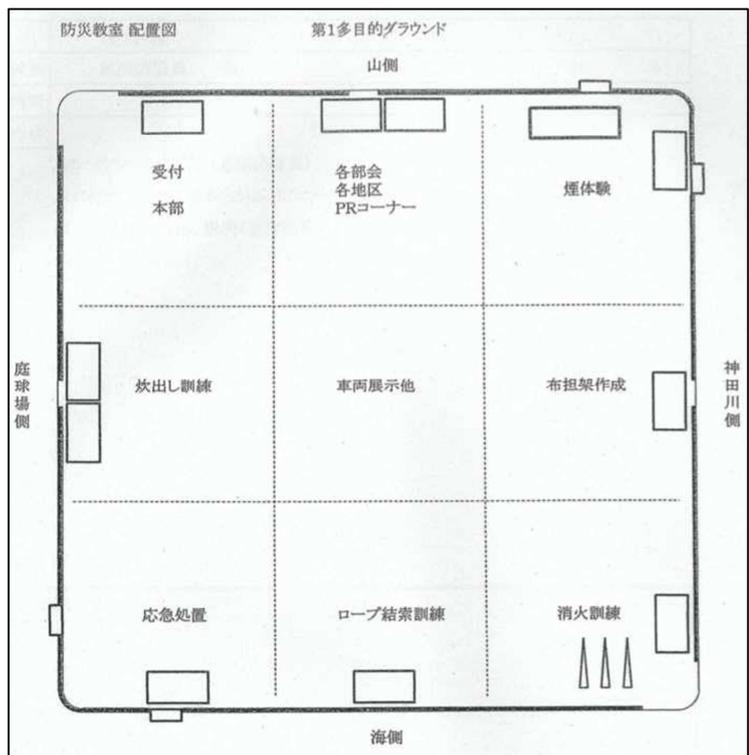
資料1 防災教室チラシ

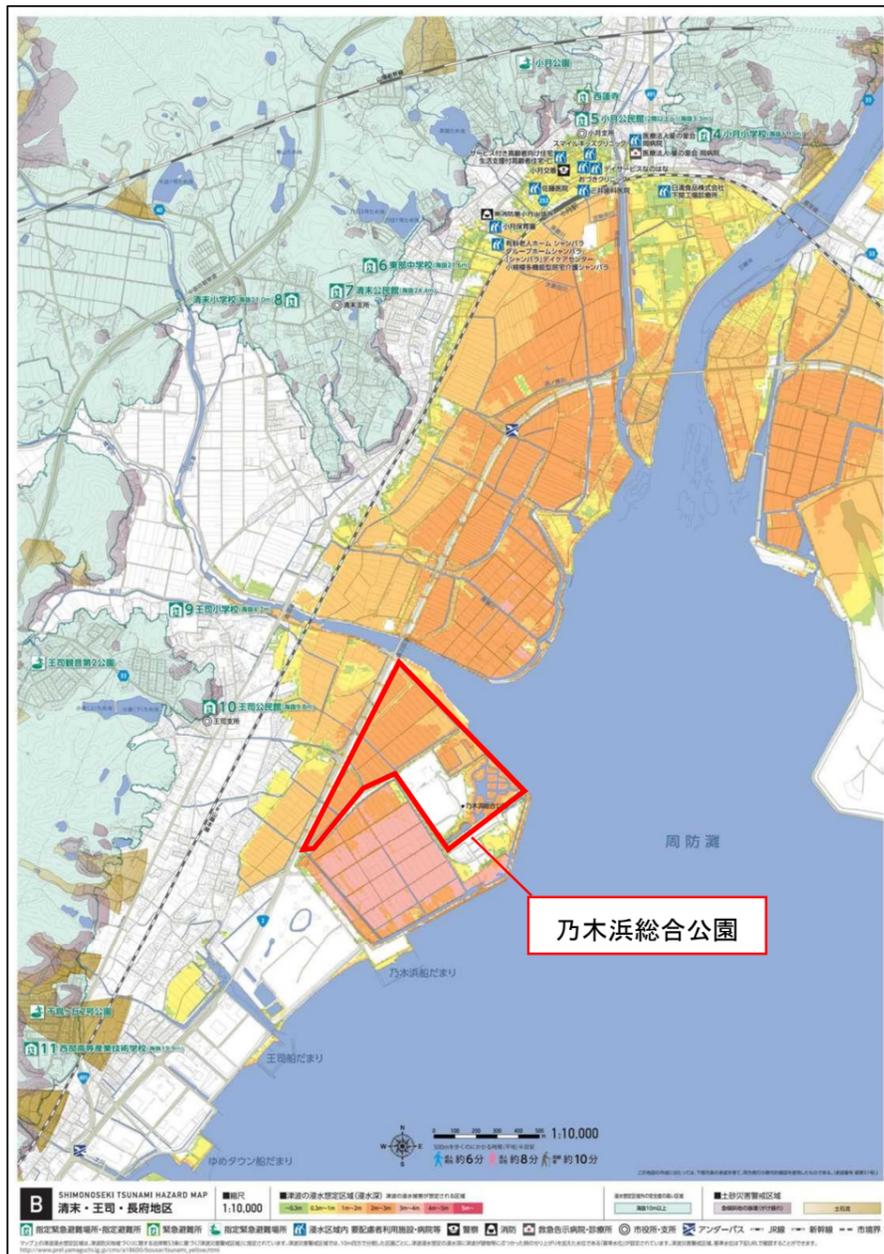


資料2 防災教室実施報告

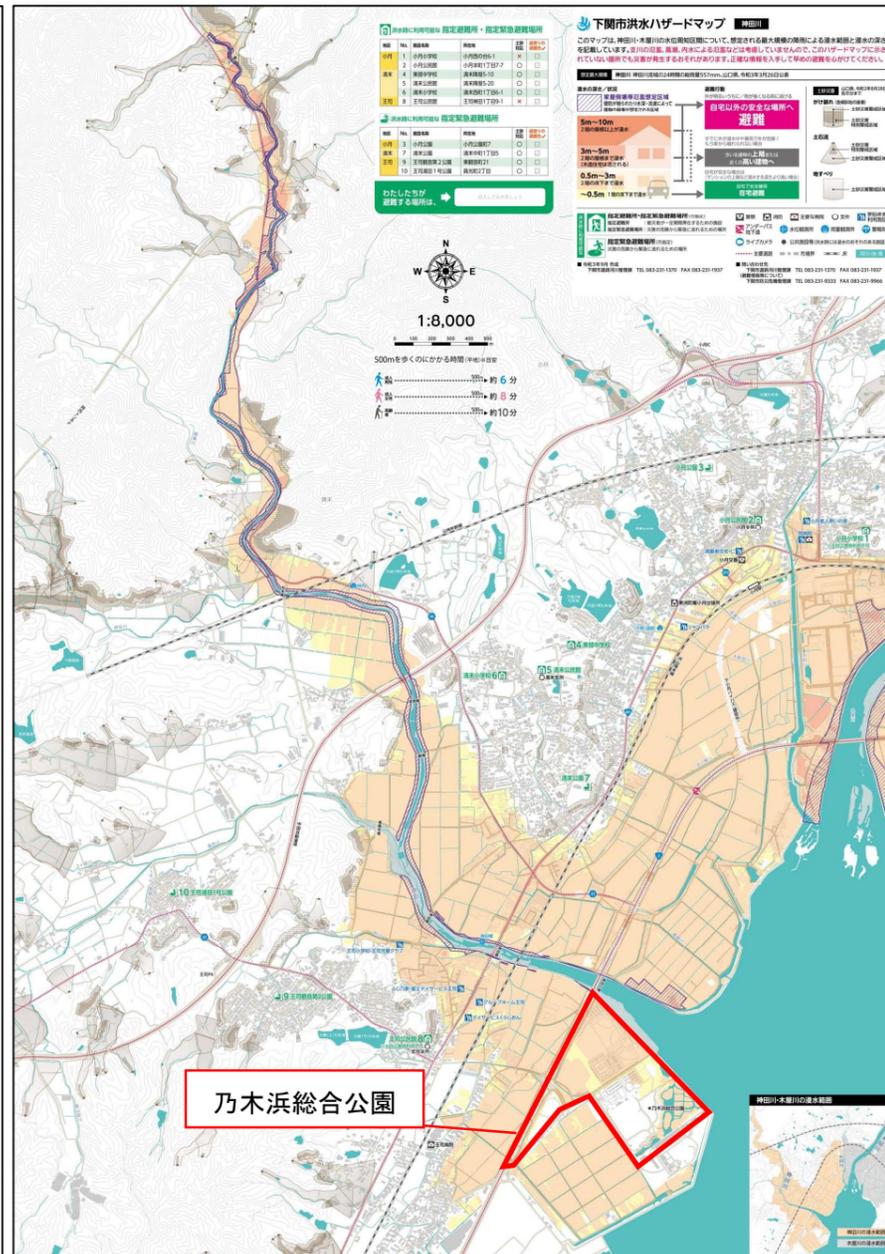


資料3 防災教室配置図

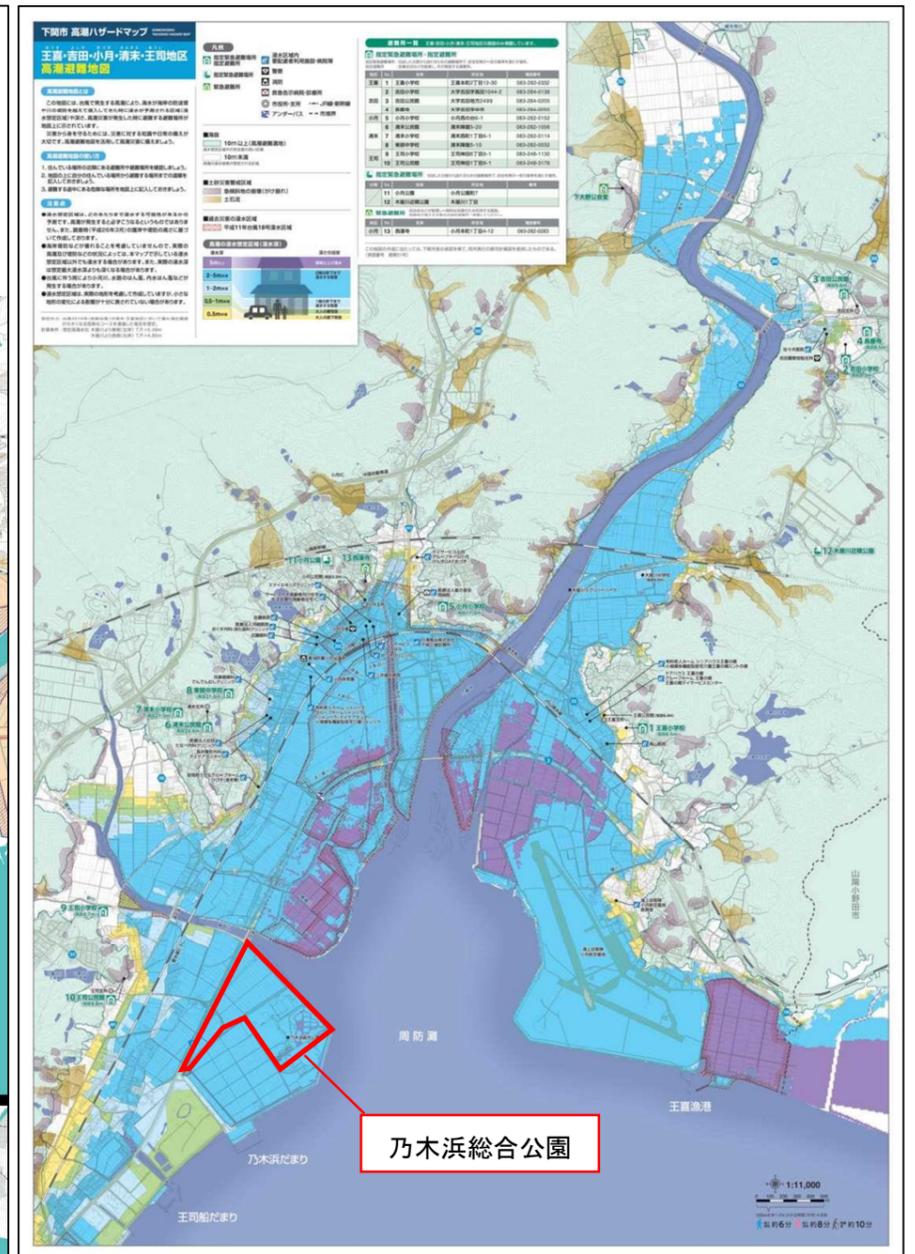




参考資料4 津波ハザードマップ



参考資料5 洪水ハザードマップ



参考資料6 高潮ハザードマップ